

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課名	事業名	課名	事業名
団体指導課	農業経営安定緊急支援資金利子補給、定置網復旧支援資金利子補給、定置網復旧緊急支援資金利子補給、漁業協同組合組織緊急再編対策資金利子補給、農業共同利用施設災害復旧事業費補助及び漁業協同組合等機能回復支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）	団体指導課	農業経営安定緊急支援資金利子補給、定置網復旧支援資金利子補給、定置網復旧緊急支援資金利子補給、漁業協同組合組織緊急再編対策資金利子補給、農業共同利用施設災害復旧事業費補助、漁業協同組合等機能回復支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び水産業共同利用施設災害復旧事業費補助
[略]		[略]	
農村計画課	土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助及び担い手育成支援事業費補助	農村計画課	土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助、担い手育成支援事業費補助及び土地改良区機能回復支援事業費補助
[略]		[略]	
畜産課	畜産技術指導促進対策費補助、馬産振興総合対策事業費補助、いわて和牛改良増殖対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、優良系統豚造成利用促進対策事業費補助、大家畜経営体質強化資金利子補給、大家畜経営活性化資金利子補給補助、肉用子牛価格安定対策費補助、肥育豚価格安定対策費補助、ブロイラー価格安定対策費補助、日本短角種肥育経営安定特別対策費補助、乳用牛群総合改良推進費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、指定生乳生産者団体事業運営費補助、肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助、畜産基盤再編総合整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び団体営畜産経営環境整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）	畜産課	畜産技術指導促進対策費補助、馬産振興総合対策事業費補助、いわて和牛改良増殖対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、優良系統豚造成利用促進対策事業費補助、大家畜経営体質強化資金利子補給、大家畜経営活性化資金利子補給補助、肉用子牛価格安定対策費補助、肥育豚価格安定対策費補助、ブロイラー価格安定対策費補助、日本短角種肥育経営安定特別対策費補助、乳用牛群総合改良推進費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、指定生乳生産者団体事業運営費補助、肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助、畜産基盤再編総合整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、団体営畜産経営環境整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び高病原性鳥インフルエンザ防疫体制整備事業費補助

[略]

水産振興課	美しい海環境保全対策活動支援交付金、さくらます稚魚生産放流事業費補助、海洋資源管理事業費補助 <u>及び</u> 漁場復旧対策支援事業費補助
-------	--

[略]

水産振興課	美しい海環境保全対策活動支援交付金、さくらます稚魚生産放流事業費補助、海洋資源管理事業費補助、 <u>漁場復旧対策支援事業費補助及び水産業経営基盤復旧支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u>
-------	---

備考 改正部分は、下線の部分である。